

第1章 地産地消・食育推進計画の策定趣旨

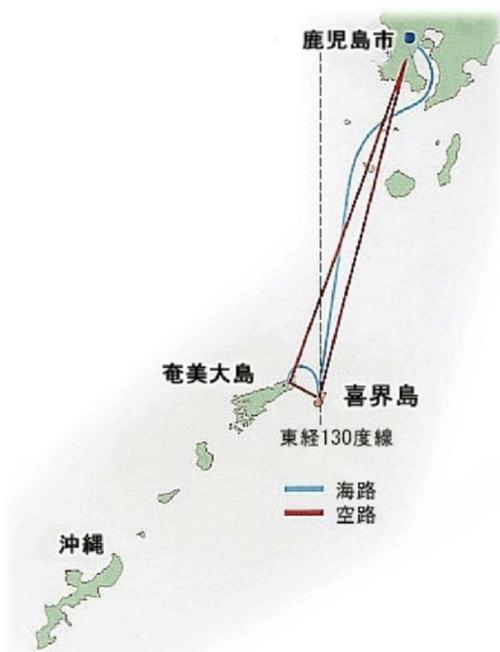
1 計画策定の趣旨

喜界島は、東経130度線上にあり、温暖多雨で陽光に恵まれた亜熱帯性気候に属しています。太平洋と東シナ海の境界に浮かぶ隆起サンゴ礁でできた島で、現在も隆起を続ける学術的にも貴重な島です。

産業面で本町は、長年「農業立島」を町政の指標に掲げてきました。亜熱帯海洋性の温暖な気候と「地下ダム」によるかんがい施設が整備された耕地を活かし、サトウキビを基幹作物に、肉用牛、園芸を中心とした農業が行われています。また、在来のみカンや日本一の生産量を誇る白ごまは、島外でも高い評価を受けています。

私たちの食生活を見ると、かつては自家野菜など身近な素材を活かした郷土料理などにより、健全な食文化が培われていました。しかし、近年社会環境の変化などにより、食に関する価値観やライフスタイルの多様化が進んでいます。特に食への関心の低下は、食生活の乱れの原因となり、肥満や生活習慣病など様々な弊害を生み出しています。そのため食に対する正しい知識を習得すべく、本町では平成19年3月に「喜界町地産地消・食育推進計画」を、平成26年2月に「喜界町地産地消・食育推進計画(第2次)」を、平成31年3月に「喜界町地産地消・食育推進計画(第3次)」を策定し「食育」の推進に取り組んで参りました。

このような中、国の「食育推進基本計画(第4次・令和3年3月策定)」、鹿児島県の「かごしまの“食”交流推進計画(第4次・令和3年3月策定)」の理念や取組方針と連動した推進や施策を展開すべく、喜界町地産地消・食育推進計画(第4次)を策定します。



喜界町位置図 ※出典:喜界町 HP



基幹作物であるサトウキビの収穫風景



重点品目のかぼちゃの収穫風景

2 計画の性格

本計画は、「食育基本法(平成 17 年法律第 63 号)」第 18 条に基づく「市町村食育推進計画」、及び「食料・農業・農村基本計画(令和 2 年 3 月閣議決定)」の施策のひとつである「地産地消を推進するための計画」、さらに「地域資源を活用した農林漁業者等による新事業の創出等及び地域の農林水産物の利用促進に関する法律(平成 22 年法律第 67 号)第 41 条に基づく「喜界町農林水産物の利用の促進計画」として位置付けます。

さらに、「健康さかい 21」など本町の関連計画と整合性を持ち連携を図りながら、総合的かつ計画的に推進します。

3 計画の期間

本計画の推進期間は、令和 4 年度から令和 8 年度までの 5 年間とします。

なお、社会情勢等の変化により見直しが必要となった場合には、計画期間内であっても計画の見直しの検討を行うものとします。